

## (2) 業績の推移

施設事業会計の財務諸表は次のとおりである。

## 施設事業会計 収支計算書

(単位：千円)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
収入	会費収入	35,856	35,426	13,865	13,865
	事業収入	5,374	6,267	15,151	20,457
	受託事業収入	65,462	70,481	67,959	70,990
	補助金収入	30,528	165,557	173,250	70,764
	負担金収入	24,417	10,856	10,003	120,102
	寄附金収入				32,774
	雑収入	145	3,541	1,120	1,391
	積立預金取崩収入	4,206		2,034	
	繰入金収入	28,820	48,980	44,467	
計		194,808	341,109	327,849	330,343
支出	事業費	119,525	207,829	178,235	201,730
	管理費	74,500	127,848	142,121	104,006
	固定資産取得支出			76	130
	積立預金支出	583	682	1,045	647
	計	194,609	336,359	321,477	306,514
当期収支差額		199	4,750	6,372	23,830
次期繰越収支差額		10,520	15,270	21,642	45,472

注：千円単位で四捨五入しているため、合計額と一致しない。

## 観光振興事業会計 正味財産増減計算書

(単位：千円)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
増 加 原 因 の 部	会費収入	35,856	35,426	13,865	13,865
	事業収入	5,374	6,267	15,151	20,457
	受託事業収入	65,462	70,481	67,959	70,990
	補助金収入	30,528	165,557	173,250	70,764
	負担金収入	24,417	10,856	10,003	120,102
	寄附金収入				32,774
	雑収入	145	3,541	1,120	1,391
	固定資産修正額				40
	繰入金収入	28,820	48,980	44,467	
減少 原因 の 部	計	190,602	341,109	325,816	330,383
	事業費	119,525	207,829	178,235	201,730
	管理費	70,294	127,848	140,087	104,006
	減価償却額	162	111	75	
	退職給与引当金繰入額	583	682	1,045	647
計		190,565	336,470	319,442	306,384
当期正味財産增加(減少)額		37	4,639	6,372	24,000
期末正味財産合計額		11,328	15,966	22,340	46,340

注：千円単位で四捨五入しているため、合計額と一致しない。

平成15年度から県の観光振興策を観光協会主導で実施することになったことから、補助金収入、事業費及び管理費が増大している。

観光振興事業について、県からは「観光事業振興助成補助金」として助成していたが、包括外部監査人の意見を踏まえ、平成17年度から「観光マーケティング支援事業負担金」として支出している。従って、17年度は補助金収入が減少し、負担金収入が増加している。

## 観光振興事業会計 貸借対照表

(単位：千円)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
資産	流動資産	35,450	72,838	88,345	128,641
	預金	9,399	14,508	33,101	97,185
	未収金	26,050	58,224	54,963	31,096
	前払金			11	278
	仮払金		106	270	83
	固定資産	5,908	6,478	5,491	6,308
	器具備品	278	167	91	91
	退職給与積立預金	5,100	5,782	4,793	5,441
	電話加入権			76	76
	弁済業務保証金分担金	500	500	500	600
負債	出資金	30	30	30	100
	計	41,357	79,316	93,836	134,950
	流動負債	24,929	57,568	66,703	83,169
	預り金	1,523	1,820	1,698	1,236
債	未払金	23,406	55,748	65,005	81,933
	固定負債	5,100	5,782	4,793	5,441
	退職給与引当金	5,100	5,782	4,793	5,441
	計	30,029	63,350	71,497	88,610
正味財産		11,328	15,966	22,340	46,340
負債及び正味財産合計		41,357	79,316	93,836	134,950

注：千円単位で四捨五入しているため、合計額と一致しない。

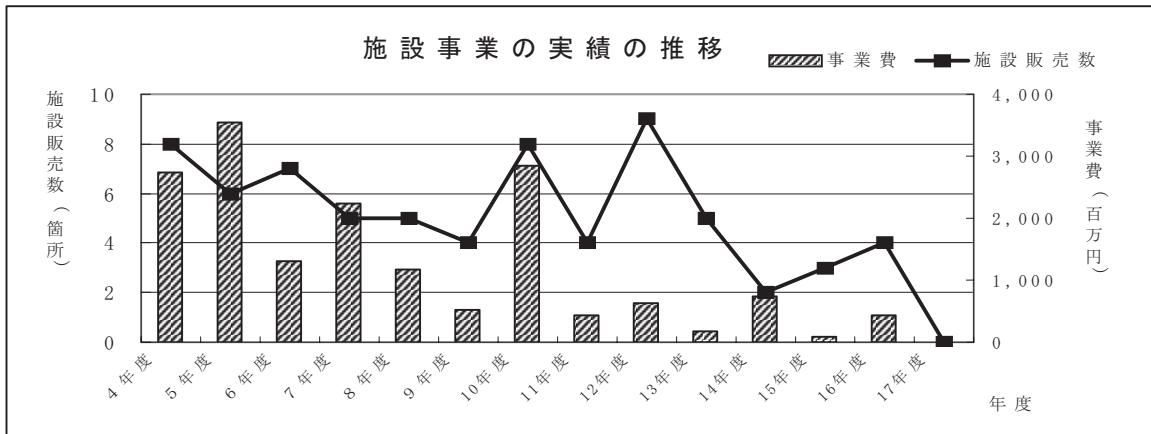
## 7 施設事業の概要

## (1) 事業内容

施設事業とは、市町村から宿泊・休憩施設、文化施設等の観光施設の建設要望を募り、要望のあった施設を当該市町村から無償で借り受けた用地に建設し、完成と同時に当該市町村に割賦販売方式で売却する事業である。

平成17年度末現在、販売総件数は339件、総事業費は316億5,515万426円である。なお、17年度に販売した施設はない。

平成4年度以降の施設事業の実績は次のとおりである。



## (2) 業績の推移

施設事業会計の財務諸表は次のとおりである。

## 施設事業会計 収支計算書

(単位：千円)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
収入	基本財産運用収入	619	205	372	583
	事業収入	1,292,490	1,290,694	1,045,813	1,019,224
	補助金収入	2,602	4,739		
	貸付金収入	223	235	1,330	
	雑収入	1,395	6,767	320	270
	固定資産売却収入		6,735		20,401
	積立預金取崩収入	25,749		23,837	42,951
	借入金収入	4,242,000	3,312,000	2,720,000	1,785,000
	計	5,565,078	4,621,375	3,791,672	2,868,429
支出	事業費	735,187	195,559	328,403	720
	管理費	119,706	67,253	78,041	83,372
	固定資産取得支出	2,245	18,507	2,433	2,976
	借入金返済支出	4,652,000	4,242,000	3,312,000	2,720,000
	積立預金支出	3,975		3,280	3,210
	その他の支出	21,372	33,910	28,220	24,906
	繰入金支出	28,820	48,980	44,467	
	計	5,563,306	4,606,209		2,835,184
当期収支差額	1,772	15,166	△ 5,173		
次期繰越収支差額	25,060	40,226			68,299

注：千円単位で四捨五入しているため、合計額と一致しない。

## 施設事業会計 正味財産増減計算書

(単位：千円)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
増 加 原 因 の 部	基本財産運用収入	619	205	372	583
	事業利子収入	164,279	149,232	123,335	110,671
	施設建設工事高	749,993	79,518	443,533	
	補助金収入	2,602	4,739		
	雑収入	2,508	6,767	320	270
	固定資産売却益				13,520
	用地事業引当金取崩額			110,798	
	計	920,001	240,461	678,358	125,045
減 少 原 因 の 部	事業費	3,516	1,835	743	720
	施設建設工事原価	749,993	79,518	443,533	
	管理費	115,344	101,163	82,424	65,680
	固定資産売却損				890
	減価償却額	593	987	1,125	1,167
	退職給与引当金繰入額	3,945		3,280	4,734
	商品等評価損			100,887	
	国民宿舎事業損失				345,000
	繰入金支出	28,820	48,980	44,467	
計		902,211	232,483	676,460	418,191
当期正味財産增加（減少）額		17,790	7,978	1,898	△ 293,147
期末正味財産合計額		2,272,731	2,280,709	2,282,608	1,989,461

注：千円単位で四捨五入しているため、合計額と一致しない。

## 施設事業会計 貸借対照表

(単位：千円)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
資産	流動資産	145,026	273,195	55,990	83,836
	預金	24,667	27,957	25,280	17,683
	未収金	2,602	13,808	16,178	51,470
	商品	89,519	89,519	14,406	14,406
	用地事業仮勘定	25,895	25,895	121	121
	施設事業仮勘定	1,668	115,873		
	その他	675	143	4	156
	固定資産	6,665,349	5,613,956	5,114,432	3,815,176
	基本財産	124,450	124,450	124,450	124,450
	長期未収金	5,967,741	4,905,797	4,426,853	3,518,300
	収益事業勘定	345,000	345,000	345,000	
	退職給与積立預金	181,962	181,962	161,405	123,541
	その他	46,196	56,747	56,725	48,885
	計	6,810,375	5,887,151	5,170,422	3,899,012
負債	流動負債	4,244,884	3,313,682	2,726,410	1,786,010
	借入金	4,242,000	3,312,000	2,720,000	1,785,000
	未払金	1,666	785	5,474	658
	その他	1,218	898	936	351
	固定負債	292,760	292,760	161,405	123,541
	退職給与引当金	181,962	181,962	161,405	123,541
	用地事業引当金	110,798	110,798		
	計	4,537,644	3,606,442	2,887,814	1,909,551
	正味財産	2,272,731	2,280,709	2,282,608	1,989,461
	負債及び正味財産合計	6,810,375	5,887,151	5,170,422	3,899,012

注：千円単位で四捨五入しているため、合計額と一致しない。

## 8 国民宿舎事業の概要

## (1) 事業内容

国民宿舎事業の主な事業は、国民宿舎軽井沢高原荘の運営である。同国民宿舎は、軽井沢町が策定したスポーツ・レクリエーションゾーン開発構想の中心的施設として、同町からの要請を受けて、観光協会が昭和49年度に建設し、運営を行ってきた施設である。

施設の老朽化が進み、利用率も年々低下していたことから、同国民宿舎は平成17年9月30日をもって閉鎖された。

国民宿舎事業はこのほかに、別荘管理事業（以前分譲した別荘地のパトロール事業）及び温泉管理事業（別荘地に引いている温泉給湯設備のメンテナンス業務）を行っている。

## (2) 業績の推移

施設事業会計の財務諸表は次のとおりである。

## 国民宿舎事業会計 収支計算書

(単位：千円)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
収	国民宿舎事業収入	122,348	123,030	127,636	72,207
	温泉管理事業収入	20,636	19,908	19,777	20,116
	別荘地管理事業収入	4,542	4,421	4,184	4,361
	雑収入	296	892	361	3,852
入	固定資産売却収入			39,000	9,656
	借入金収入	252,000	239,000	180,000	217,000
	計	399,822	387,251	370,958	327,192
支 出	国民宿舎事業費	106,479	108,764	115,852	62,662
	温泉管理事業費	18,379	16,859	16,992	16,640
	別荘地管理事業費	3,989	3,706	4,093	4,126
	国民宿舎閉鎖関連費				61,419
	固定資産取得支出	23,684	11,813	2,249	600
	借入金返済支出	252,000	252,000	239,000	180,000
計		404,531	393,142	378,187	325,447
当期収支差額		△ 4,709	△ 5,891	△ 7,229	△ 1,745
次期繰越収支差額		12,955	7,064	△ 166	1,579

注：千円単位で四捨五入しているため、合計額と一致しない。

## 国民宿舎事業会計 正味財産増減計算書

(単位：千円)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
増 加 原 因 の 部	国民宿舎事業収入	122,452	123,030	127,636	72,207
	温泉管理事業収入	20,636	19,908	19,777	20,116
	別荘地管理事業収入	4,542	4,421	4,184	4,361
	雑収入	296	892	361	3,852
	施設事業免除益				345,000
	計	147,926	148,251	151,958	445,536
減 少 原 因 の 部	国民宿舎事業費	106,448	108,777	115,230	63,986
	温泉管理事業費	18,379	19,135	19,545	18,906
	別荘地管理事業費	3,989	3,706	4,093	4,126
	減価償却額	21,434	20,128	19,261	
	投資有価証券売却損			142	2,960
	固定資産除却損		122	57	357,891
	国民宿舎閉鎖関連費				61,419
計		150,249	151,868	158,328	509,288
当期正味財産增加(減少)額		△ 2,324	△ 3,617	△ 6,371	△ 63,752
期末正味財産合計額		△ 120,443	△ 124,060	△ 130,430	△ 194,183

注：千円単位で四捨五入しているため、合計額と一致しない。

## 国民宿舎事業会計 貸借対照表

(単位:千円)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
資産	流動資産	26,879	17,301	15,600	6,634
	預金	24,115	13,865	10,677	4,155
	未収金	1,760	2,402	3,598	2,392
	その他	1,005	1,034	1,324	86
	固定資産	462,626	451,912	393,411	21,238
	有形固定資産	405,215	393,871	374,370	21,238
	建物	349,177	335,502	321,067	
	その他の有形固定資産	56,037	58,369	53,303	21,238
	無形固定資産	5,811	6,441	6,441	
	その他の固定資産	51,600	51,600	12,600	
負債	繰延勘定	515	265	514	22
	前払費用	515	265	514	22
	計	490,020	469,479	409,525	27,894
	流動負債	265,463	248,538	194,956	222,077
	未払金	9,139	5,571	11,199	1,062
	借入金	252,000	239,000	180,000	217,000
負債	預り金	4,324	3,967	3,756	3,904
	前受金				111
	固定負債	345,000	345,000	345,000	
	施設事業勘定	345,000	345,000	345,000	
	計	610,463	593,538	539,956	222,077
正味財産		△ 120,443	△ 124,060	△ 130,430	△ 194,183
負債及び正味財産合計		490,020	469,479	409,525	27,894

注1：施設事業会計の固定資産に含まれる収益事業勘定345,000千円と対応させるため、総会承認決算書の正味財産から固定負債に施設事業勘定として同額だけ振り替えている。

注2：千円単位で四捨五入しているため、合計額と一致しない。

## 第4 監査の結果

## 1 (社)信州・長野県観光協会の監査結果

## (1) 指導事項

## ア 正確な決算書の作成・公表

観光協会の平成17年度決算書のうち、施設事業会計と国民宿舎事業会計の数字に一部誤りがあり、勘定科目が不適切なものがあった。数字の誤りは、監査委員の指摘により平成18年11月17日の観光協会臨時総会で修正されている。今後は、事業費と管理費の区分や事業費の形態別科目表示についても「公益法人会計基準」(以下「会計基準」という。)に準拠し、正確な決算書の作成・公表に努めること。

## イ 経理規程の早急な改正

会計基準の改正と国民宿舎事業の廃止に伴い、観光協会経理規程第8条ただし書きの「企業会計の基準を適用することがより合理的と認められる事業については、企業会計の基準を適用することができる。」及び同規程第73条第2項を削除すること。また、同規程別表の正味財産増減計算書や貸借対照表の様式についてもいまだ会計基準に準じた改正が行われていない。早急に同規程を改正すること。

## ウ 不適切な事務処理の改正

給付の完了を確認したことを証明する書類がほとんど作成されていないなど、不適切な事務処理が見受けられた。観光協会の経理規程に基づき、今後は適正な事務処理に努めること。

## (2) 検討事項

## ア 販売用不動産の有効活用

平成15年度に実施した監査の際に、販売用不動産として所有する資産の有効活用について検討するよう指示していたにもかかわらず、平成18年3月末現在、売却されておらず、また、具体的な活用方針も策定されていない。当該不動産の中には、貴重な動物が生息していることから売却が困難な土地も含まれている。関係機関と連携を図りながら、販売用不動産の有効活用について早急に方針を明らかにすること。

所 在 地 等		面積 (m <sup>2</sup> )	金額 (円)
商 品	南軽井沢小倉の里別荘分譲地	7,707	11,529,014
	白馬山麓落倉別荘分譲地	2,060	1,244,135
	白馬山麓落倉保健休養地	129,220	1,633,185
事業仮勘定	御代田町一ノ沢	5,811	120,729
計		144,798	14,527,063

## イ 職員保養施設等の有効活用

平成18年3月末現在、施設事業会計財産目録の「その他の固定資産」に計上されている次の表の土地、建物等の中には、職員の保養施設として建設したもの的老朽化のため現在は使用されていない資産が含まれている。上記アの販売用不動産とともに早急に有効活用についての方針を明らかにすること。

区分	所 在 地 等	面積 (m <sup>2</sup> )	金額 (円)
土 地	高瀬別荘地	5,917.53	3,486,272
	南軽井沢小倉の里別荘分譲地	2,512.00	8,793,188
	菅平高原白樺台別荘地	941.00	1,013,312
	小 計	9,370.53	13,292,772
建 物	高瀬別荘地	86.50、73.26	812,176
	南軽井沢小倉の里別荘分譲地	70.95、10.93	825,142
	菅平高原白樺台別荘地	56.31	281,079
	職員宿舎（大阪府）	63.57	10,795,960
	小 計	361.52	12,714,357
温泉利用権（高瀬別荘地）			28,212
合 計			26,035,341

## 2 長野県商工部の監査結果

## (1) 指導事項

## ア 改革基本方針にそった観光協会の改革の推進

長野県出資等外郭団体「改革基本方針」を踏まえ、商工部は、観光協会を民間主導による社団法人として運営していく方針をしているが、事務局職員39人のうち、プロパー職員14人に対し県派遣職員が13人になっているなど、県が相当程度関与しており、観光協会の改革方針に反する状況と言わざるをえない。

今後は商工部が掲げた改革方針にそって改革を進めていくこと。改革方針を転換する場合は、必要な手続きを経たうえで早急にその旨を公表すること。

## 第5 監査委員の意見

長野県商工部及び観光協会に対し、次のとおり監査委員としての意見を述べる。各意見に対し、商工部及び観光協会としての見解あるいは対応策を早急にまとめられることを望む。

## 1 (社)信州・長野県観光協会の位置づけと改革方針の再検討について

長野県が掲げる「観光ブランド日本一 "信州"の構築」を目指して、観光協会は、県と協働で観光振興施策を実施している。県は、民間主導による社団法人として観光協会を運営していく方針で、常務理事に民間出身者を配置し、民間的な発想・アイディアを取り入れようすることは、観光協会の活性化、ひいては長野県観光産業の活性化にもつながるものと評価できる。

しかしながら、観光協会の事務局職員39人のうち、民間企業から派遣されている者は、東京と名古屋の観光情報センターに勤務する2人のみであること、事務局長は県派遣職員で、観光協会の企画立案部門である企画広報室・商品企画部・マーケティング部・ブランド化推進部所属の18人のうち、県派遣職員が11人に対し、プロパー職員はわずか4人のみであること、さらに、観光協会の観光振興事業会計の収入は、県からの会費、負担金がほとんどであることなどを踏まえると、観光協会は民間主導による社団法人ではなく、長野県の観光振興施策を実施する県の現地機関の一つと言わざるを得ない。このことは、平成14年度末をもって県観光課を廃止し、観光振興事業を観光協会へ移管したこと、観光協会の理事長を県知事が兼務していることからも明らかである。

民間主導の社団法人という目標を掲げながらも、観光協会の現状は、県の指導の下に事業を実施しており、責任を持って主体的に事業を実施しているとは言いがたい状況である。

したがってこの際、県と観光協会の役割を再度、明確に区分した上で、観光協会の位置づけや改革方針の見直しをする必要があると考える。観光協会を民間主導の団体とする場合、県は観光協会の業務の実施に必要な支援、協力はするが、役割を超えて関与しないこと、また、県の関与が増大して民間的な発想・アイディアが阻害されることがないよう配慮すべきである。

なお、観光協会が実施する観光振興事業の財政措置を県が補助金で支出していたことに対し、平成16年度に実施した包括外部監査人は、「観光協会が民間主導の観光プロモーションを行うためには、観光協会に弾力的な運用すなわち補助金の総額の枠内で補助対象事業及び補助額の区分を超えて業務執行することを認めることが必要となる。補助金から負担金や包括補助金に改めることを検討することが望ましい。」との意見を述べた。

これを受けて、県は17年度から負担金として交付しているが、観光協会の現状を踏まえると、観光協会の位置づけや役割を検討する際に県の支出科目について再検討する必要があると思われる。

## 2 (社)信州・長野県観光協会会員からの会費徴収について

観光協会の定款第7条において、「正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入するものとする。ただし、総会で別に定めるものは、免除することができる。」としている。

平成16年3月30日に開催された観光協会総会において、当時の専務理事が「市町村、各種団体、企業等と同等の立場で観光協会を運営していくために、長野県以外からは会費を徴収しない。」と発言したことから、平成15年度まで35百余万円あった会費収入は、16年度以降、県の会費分1,386万余円のみとなっている。

市町村等が応分の負担をしないことが、かえって観光協会に対して意見を述べづらくなつたと推測でき、近年市町村等と観光協会の関係が疎遠になってしまった一因であると思われる。真に同等の立場で観光振興施策を実施していくために、会費徴収について検討すべきであると考える。

その際、地方自治体の財政状況は非常に厳しい現状を踏まえ、単に金銭のみの負担を求めるだけでなく、観光協会への人的派遣といった市町村の事情や意向を十分尊重した負担方法についても検討すべきである。

## 3 國際観光推進事業の実施方法・事業効果の検証について

観光協会の主要事業の一つに、外国人観光客の誘致を推進する国際観光推進事業がある。平成17年度では、海外の旅行エージェント・マスコミ関係者の視察・取材対応、海外での観光説明・商談会の開催及び信州まつもと空港を利用した国際チャーター便の運行によるツアー造成を行っている。

海外での観光説明・商談会において、長野県への理解を深めてもらうために長野県の物産（食料品、ワイン等）を紹介するコーナーを設けた例も過去には見受けられたが、海外の旅行社を対象とした商談会では、その効果の程は疑わしいと言わざるをえない。

外国人の誘客事業については、誰を対象にするのか、長野県の何を宣伝するのか、費用対効果はどうか等を常に検証して事業を実施していくことを求める。また、年に数回程度の海外での商談会ではなく、例えば、誘客事業対象国（地域）の現地の人材を積極的に活用して誘客事業を継続的に実施すること、他の自治体と共同で海外現地事務所を設置すること等についても研究すべきである。

## 4 施設事業の見直しについて

市町村からの要請に基づき339施設を割賦販売した実績を持つ施設事業は、観光協会の自主財源を確保できる主要事業であるが、近年、販売数が低迷し、17年度、18年度と2年連続で販売実績がない状況である。

地方交付税制度の見直し等により市町村財政は大変厳しい状況にあることから、以前のように多くの市町村が大規模施設を建設することは見込めず、また、最近手掛けたもの多くが施設の改修、改善であることから、今後、施設事業を利用する市町村のニーズが大幅に増加するとは考えられない。

民間企業に任せられる部分は民間で行うべきであること等を踏まえると、施設事業を今後も継続していく合理的な根拠を見出すことは難しいと判断する。

しかしながら、施設事業を廃止すると観光協会自身による財源確保ができなくなることから、観光協会の今後の位置づけや役割とともに慎重に検討する必要がある。

## 5 別荘地管理事業及び温泉管理事業の見直しについて

別荘地管理事業は、旧観光開発公社が別荘分譲を行った後、別荘地の巡回警備等を請け負っている事業である。

このような事業は、民間でも行われており、観光協会が関与すべき必要性は乏しいと考えられる。

また、温泉管理事業は、旧開発公社が分譲した別荘地に引いている温泉の配管の保守・点検を行っている事業であるが、地元市町村等で対応が可能と考えられるため、あえて観光協会が行うべき必要性は乏しいと思われる。

以上から、いずれの2事業とも民間企業や地元市町村への事業譲渡が可能かどうかの検討が望まれる。

監査委員事務局